

はじめに

「暮らしの中に図書館を」一枚方市は、昭和48年4月、枚方市立図書館条例を制定しました。当初は、枚方図書館を本館として自動車文庫による貸出サービスを実施するとともに、地域・家庭文庫を図書館分室として引き継ぎ、また、香里ヶ丘図書館、楠葉図書館……と、着実に図書館分館を整備してきました。関西外国語大学から旧図書館棟の寄贈を受けて、平成17年4月、待望の中央図書館を設立し、今では、中央図書館と7分館、市駅前サテライトを含む11分室と26自動車文庫ステーションで、市全域を概ねカバーできるサービス網を形成し、市民に開かれた身近な図書館として幅広くご利用いただいています。

枚方市立図書館グランドビジョン（第1次ビジョン）は、中央図書館を核とした新たな図書館システムの構築をめざして平成16年3月に策定しました。これを推進した結果、貸出冊数や利用者の増加などの成果を上げることができましたが、残された課題もあり、また、この間の経済社会状況や図書館をめぐる状況の変化に対応することも急務となっています。

枚方市立図書館第2次グランドビジョンは、第1次ビジョンの成果と課題の検証、新たな課題の設定とともに、将来を展望して、市立図書館のあるべき姿（理念）を、「知の源泉となる図書館資料を収集・保存し、広く市民に提供して、その教養、調査研究、余暇活動などに役立つ社会教育機関」「市民のニーズに応じて資料や情報を提供する地域の情報拠点」の両面から位置づけ、これを実現する基本方針を、下記のとおり掲げています。本ビジョン第4章では、基本方針を柱に主要なサービス展開の方向性をお示ししています。なかでも、「子ども読書活動の推進」「枚方地域コレクションの構築」に積極的に取り組み、市立図書館の特色とすることを明らかにしています。

[枚方市立図書館の運営基本方針]

- (1) 市民の生涯学習を支援する図書館をめざします。
- (2) 図書館資料を計画的・系統的に収集し、未来に伝える図書館をめざします。
- (3) 市民のニーズに応じて、役に立つ図書館をめざします。
- (4) だれもが使いやすく、市民とともに歩む図書館をめざします。
- (5) 効率的効果的なサービス提供を行う図書館をめざします。

最後になりましたが、本ビジョンの検討に当たり、枚方市立図書館第2次グランドビジョン検討協議会（外部委員会）の委員やパブリックコメントに意見をお寄せいただいた市民の方がた、多くの関係者の皆さまのご協力に厚くお礼申し上げます。

平成23年7月 枚 方 市

第1章 図書館をめぐる状況

文中(★注)はp.19「[別紙1用語解説](#)」を参照してください

1 社会の変化

今日、日本は、急速に進む少子高齢化や厳しさを増す財政状況、情報化や国際化の進展など、多様な変化と課題に直面しています。個人や団体、行政などが、こうした課題を解決するためには、必要な知識や情報が適切に入手できる環境の整備が必要です。図書館においても、自らこうした事態に対処するとともに、人びとの学習目的や学習要求がますます多様化・高度化する中で社会の要請に対応して、より一層積極的な役割を果たすことが求められています。

2 日本の図書館の状況

日本の各自治体の図書館は、厳しい財政状況のもとで、図書館数は増加しているものの、図書館職員の総数、なかでも司書・司書補の専任職員数は減少し、図書館資料購入費も削減される傾向にあります。

図書館の管理運営形態については、地方公共団体が直接運営するほか、指定管理者制度(★注1)の活用等があり、また PFI(★注2)により整備される図書館も開館しています。管理運営をめぐる複数の選択肢がある中で、地方公共団体が地域の実情を踏まえ、住民サービスのより一層の向上を図る観点から、自主的な判断と責任により適切な管理運営形態を選択することが重要です。

サービス面においては、IT(情報技術)の活用が進んでおり、多くの市立図書館で、インターネットによる蔵書検索(Web OPAC)(★注3)および予約受付サービスを実施しているだけでなく、さらに、自動貸出機の導入、商用オンラインデータベース(★注4)などを導入する図書館も増えつつあります。また、書籍のデジタル化媒体(電子書籍(★注5))が実用段階に入ってきており、出版やマスメディア、図書館などの世界に大きな変革をもたらす可能性がでてきています。

3 市立図書館をめぐる状況

本市の図書館サービスは、昭和48年の図書館条例の制定と枚方図書館の開設を機に本格的に始まり、平成23年で38年を迎えました。全域サービス(★注6)の確保を優先して、小規模な図書館を身近なところに設置することから始めて、次第に図書館サービスを充実してきました。同時に、これらを統合する機能を持つ中央図書館の整備が強く求められるようになりました。

平成13年になって、関西外国語大学から「生涯学習の拠点に」と、大学図書館棟の寄附を受け、大学図書館から市民の図書館に装いを改める施設改修と、本市の図書館ネットワークの核として必要な機能の検討を行いました。

その結果、平成15年7月に、「(仮称)枚方市立中央図書館整備構想」を、次いで、平成16年3月に「枚方市立図書館グランドビジョン」を策定しました。そして、平成17年4月、待望の市立中央図書館を開設しました。以降、同グランドビジョンに基づき、中央図書館を核としたネットワークの構築を図るとともに、IT(情報技術)の活用など図書館サービスの充実に取り組んできました。これらは、貸出冊数の大幅な増加などの大きな成果をあげましたが、市立図書館が持続的に質の高いサービスを提供するためには、今後も多くの課題に取り組んでいかなければなりません。

P2[資料1]「[枚方市立図書館略年表](#)」参照

【資料1】枚方市立図書館略年表

年号	図書館関係事項
1952 (昭和27年)	大阪府立図書館、枚方ブックステーションを開設
1965 (昭和40年)	枚方市市民会館3階に移転、枚方市図書センターとなる
1973 (昭和48年)	枚方市立図書館条例制定
	枚方市立図書館開館
	自動車文庫「ひなぎく号」巡回開始 (29ステーション)
	香里ヶ丘・禁野・中宮・野田・津田の5分室開設 蹉跎・牧野分室開設
1974 (昭和49年)	枚方公園・村野・南船橋の3分室開設
	自動車文庫「ひなぎく2号」巡回開始、40ステーションに増加
	山田分室開設
	香里ヶ丘分室新築移転
1975 (昭和50年)	東香里・藤阪分室開設
1979 (昭和54年)	香里ヶ丘図書館開館
	釈尊寺分室開設
1981 (昭和56年)	茄子作分室開設
	自動車文庫巡回ステーション数が最多の53ステーションに増加
1982 (昭和57年)	楠葉図書館開館 (現 楠葉生涯学習市民センターと併設)
	招提分室開設
1983 (昭和58年)	宮之阪分室開設
	菅原図書館開館
1985 (昭和60年)	山田図書館開館
1986 (昭和61年)	蹉跎図書館開館 (現 蹉跎生涯学習市民センターと併設)
1987 (昭和62年)	香里園分室開設
	御殿山図書館開館 (現 御殿山生涯学習美術センターと併設)
1988 (昭和63年)	牧野図書館開館 (現 牧野生涯学習市民センターと併設)
1990 (平成2年)	枚方公園分室新装開室 (「サンパーク枚方」内に枚方公園青少年センターと併設)
	津田図書館開館 (現 津田生涯学習市民センターと併設)
	『枚方市立図書館資料収集基本方針』を制定
1991 (平成3年)	自動車文庫、市民病院で小児病棟へのサービスをスタート
	自動車文庫市内の老人ホーム (松風荘・悠々の苑・菊花寮) に巡回を開始
1994 (平成6年)	氷室分室開室
1995 (平成7年)	自動車文庫、市民病院院内サービスを開始
1997 (平成9年)	新菅原図書館開館 (現 菅原生涯学習市民センターと併設)
	「枚方市立図書館の図書等の譲与に関する要綱」を制定し、各図書館でリサイクル図書展を開催する
1999 (平成11年)	枚方図書館、業務電算化 (以後順次電算化)
2002 (平成14年)	山田図書館、業務電算化 (図書館の電算化完了)
	枚方市立図書館のホームページを開設
	市政運営方針において中央図書館の設置について表明する
	北河内7市における図書館の広域利用を開始
2003 (平成15年)	図書館のホームページにおいて蔵書検索を開始
	『(仮称)枚方市立中央図書館整備構想』策定
2004 (平成16年)	『枚方市立図書館グランドビジョン』策定
	市史編さん事業が総務部法制室から枚方市立図書館に移管
	『枚方市立図書館システム再構築プラン』策定
2005 (平成17年)	枚方図書館閉館 (市民会館サービスコーナーは継続)
	山田図書館閉館。招提分室閉室。中央図書館開館のため招提団地・田口団地・小倉の各ステーション廃止
	地域館・分館の開館時間を午前9時30分に繰り上げる
	開架冊数11万5千冊、収蔵可能冊数50万冊、閲覧フロア4フロアを持つ中央図書館を開館 (4月17日)
	中央図書館の祝日開館も同時開始
2006 (平成18年)	図書館ボランティア活動開始
	招提小学校図書室を毎週土曜日、地域に開放 (9月24日)
	枚方市駅前の新たなサービスポイントとして、関西医科大学附属枚方病院情報交流センター内に「市駅前サテライト」開設 市駅前サテライトの祝日開館も同時開始 (市民会館サービスコーナー閉室)
	「枚方市子どもの読書活動推進計画」策定
2007 (平成19年)	ブックスタート・リーフレット『あかちゃんといっしょに はじめてのえほん』作成
	子育て支援室による「ふれあいルーム」本格実施 (この後、市内各図書館で定期的に「ふれあいルーム」が実施)
2009 (平成21年)	全地域館・分館において祝日開館開始
	藤阪・香里園・宮之阪・東香里・氷室・茄子作・釈尊寺分室、業務電算化。これにより市内すべての図書館の業務が電算化となる
	インターネットを経由した図書館資料予約の受け付け開始
	招提小学校図書室の地域開放を終了

第2章 枚方市立図書館グランドビジョンの成果と課題

1 枚方市立図書館グランドビジョンがめざしたもの

平成16年3月に策定した「枚方市立図書館グランドビジョン」(以下「第1次ビジョン」)は、中央図書館を核として地域館・分館・分室・自動車文庫が一体となった新たな図書館システムの構築を目指して、2つの基本方向と5つの具体的な方針により方向づけを行いました。

2 第1次ビジョンの基本方向

(1) 効果的な集中と分担

中央図書館と地域館・分館・分室・自動車文庫における効果的な集中と分担を図る。中央図書館に集中することで効率的に業務が執行できるものは集中し、従来の手法が有効なものは、そのまま各館で分担するという考え方です。

(2) IT(情報技術)を重視した図書館システムの構築と情報格差解消の支援

利用者が、図書館サービスを利用するにあたり、IT(情報技術)を活用できる環境を充実して、必要な情報を収集できるように支援して、情報格差の解消に役立てることをめざすものです。

3 第1次ビジョンの具体的な方針

基本方向のもと、次の5つの具体的な方針を定め施策を具体化していきました。

- (1) 図書や雑誌等、印刷媒体による資料提供を図書館サービスの基本としつつ、加えて情報化を推進し、電子メディアなど新しい資源による情報の収集・提供を行う。
- (2) 中央図書館を核とし、効率的な図書館システムの再構築を図り、図書館施設、職員の再配置を行う。
- (3) 生涯学習の一環として、市民の図書館活動や運営への参画を図る。
- (4) 市内外の関連機関との連携を充実させる。
- (5) 情報化社会に対応した図書館サービスが図れるよう職員の専門的資質の向上に努める。

4 主な成果と課題について

(1) 図書館資料の充実と情報化の推進

平成16年度から20年度まで、中央図書館の図書館資料を集中的に整備するとともに、これらを保管するための書庫を各フロアに設置しました。市内すべての図書館を毎日巡回して図書等を届けるシステムと相まって、利用者は幅広い分野において入門書から専門書まで容易に閲覧できるようになりました。

情報化の観点からは、図書館蔵書検索システムやホームページに加え、利用者用インターネット端末や自動貸出機の導入など、ITの活用を進めました。平成21年度からは、商用オンラインデータベースのサービスを開始し、ビジネス情報や法律関連情報、官報情報などのサービス提供をはじめました。また、平成21年10月から、インターネット予約システムを導入し、家庭のパソコンや携帯電話からいつでも図

書館資料の予約ができるようになりました。さらに、図書館コンピュータサーバからパソコンや携帯電話に必要なメールを自動的に送信でき、より迅速かつ効率的なサービス提供が可能となりました。

また、中央図書館開館を機に、すべての図書館で開館時間を午前10時から午前9時30分に繰り上げ、また、中央図書館、市駅前サテライトは開設当初から、その他の地域館・分館も平成21年4月から祝日開館を実施しました。

障害者サービスについては、中央図書館に専門フロアを設置し、点字・録音資料(★注7)を集中し、映像スタジオで作成した手話・字幕付き映像資料の提供や、手話でたのしむおはなし会など、新たに聴覚障害者向けサービスを開始して好評を得ています。

こうした取り組みの結果、市立図書館の貸出冊数は、平成16年度約323万冊であったものが平成21年度には442万冊と約37%増加しました。主たる要因は、一人当たりの貸出冊数が平成16年度、8.3冊であったものが平成21年度、10.8冊と約30%伸びたことで、一方、実利用者率(実利用者数÷人口)では18.7%(平成16年度)から21.4%(平成21年度)へとわずかな増加に留まっています。

市立図書館各館の経年変化を見ると、目立つのは中央図書館の貸出冊数と実利用者数の顕著な伸びです。一人当たりの貸出冊数も伸びており、順調に市民のサービス利用が向上しています。増加率は低いものの、蹉跎図書館も同様の傾向を示しています。

香里ヶ丘図書館では実利用者数はいったん下がりましたが、その後、ゆるやかに増加、貸出冊数と一人当たりの貸出冊数が伸び、市駅前サテライトは一人当たりの貸出冊数が横ばい、貸出冊数・実利用者数ともゆるやかに増加しています。

楠葉図書館は貸出冊数と一人当たりの貸出冊数が伸びているものの、実利用者数が減少しており、菅原図書館と御殿山図書館は、一人当たりの貸出冊数が伸び、貸出冊数は横ばい、実利用者数は減少しています。牧野図書館は貸出冊数・実利用者数ともに減少していますが、一人当たりの貸出冊数は伸びています。

また、津田図書館は貸出冊数と一人当たりの貸出冊数はほぼ横ばいで、実利用者数は増加しています。分室全体として貸出冊数はゆるやかな増加傾向にあります。山田分室は分館から分室に移行後、大幅に減少しています。自動車文庫は貸出冊数、実利用者数、一人当たりの貸出冊数のすべての項目で減少または横ばいとなっています。

P7[図1]図書館別貸出冊数の推移、P8[図2]図書館別実利用者数の推移、P9[図3]図書館費及び各種指標の推移を参照

なお、大阪府内の図書館(大阪市除く)との比較では、枚方市立図書館のサービスは、平成21年度の貸出冊数の比較で1位(全国的にも政令市と特別区を除けば平成20年度は1位)と、高位を占めることができました。

P10[図4]平成21年度 大阪府内人口20万人以上及び北河内7市の図書館統計を参照

(2) 図書館システムの再構築

① 効率的な図書館運営

予約・リクエスト図書の発注や他の自治体の図書館との資料の貸し借り、寄贈図書の整理、貸出期限切れ資料の督促などの業務を中央図書館に集中し、分館等の負担を軽減して図書館システムを効率化しました。

また、中央図書館の利用圏域内の招提分室を閉室し、山田図書館を山田分室に縮小するとともに、御殿山図書館の平日の閉館時間を午後7時から午後5時に繰り上げるなどの見直しも行いました。また、枚方図書館閉館後の枚方市駅周辺のサービスポイントとして、平成18年1月に市駅前サテライトを開設しました。さらに、中央図書館以外の図書館については、地域の中心となる地域館(香里ヶ丘図

書館、菅原図書館、楠葉図書館)と分館とで機能を分担する図書館運営をめざし、運営体制や職員意識の改革などに取り組みましたが、十分な成果を上げることができませんでした。

②職員体制の見直し

職員体制では、多様な任用形態の活用などによって人件費の削減を図ることができましたが、長年培ってきた本市の図書館サービスの持続的な発展のためには、中心となる専門職員の確保と併せて多様な任用形態の活用を継続し、適材適所のバランスのとれた人員配置が求められます。

③施設・設備の充実

施設・設備の面では、図書館・分室の老朽化が進み、特に、香里ヶ丘図書館のリニューアルや各分館・分室のバリアフリー化を順次、着実に進めていかなければなりません。また、地域館・分館・分室の蔵書点検の徹底や盗難防止など、図書館資料の適正管理に取り組むことが求められています。

(3) 市民の図書館活動への参画

生涯学習の一環として、やりがいや満足感の得られる図書館活動等への市民参加の仕組みを作り、毎年度100人を超えるボランティアが中央図書館で、おはなし会や書架整理、寄贈図書整理、破損図書の修理など、多彩な活動を展開しています。

(4) 関係機関との連携

① 市内における連携

第1次ビジョンに基づき、福祉などの行政施設、小・中学校等の学校図書館、市内大学図書館などとの連携や相互支援を進めてきましたが、一層の取り組みが必要です。

特に、学校図書館の充実は、子どものときから読書の習慣を身に着けるためにも、生涯にわたっての図書館利用の促進のためにも、きわめて重要なため、市立図書館の一層の支援が求められています。

② 市外関係機関との連携

予約・リクエスト(★注8)件数の増加に比例して、府立図書館や北河内各市の図書館など、市外図書館等からの相互貸借による資料入手の機会が増え、図書館利用の深まりとともに市外図書館等との連携が深まりました。

(5) 職員の専門的資質の向上

図書館サービスのIT化に対応できるよう、専門的な研修を十分に実施するとともに、図書館内外で実施される図書館サービス向上に向けた専門研修に積極的に参加しました。また、各種館内委員会を設置し、図書館政策立案に必要な調査・研究を行うことで、職員の資質の向上に努めました。

5 新たな課題

前項「4 主な成果と課題について」では、第1次ビジョンの主な成果を検証して、引き続き取り組むべき課題を挙げています。ここでは、この間の日本の社会や図書館、本市の図書館をめぐる状況の変化を受け、将来を展望して市立図書館として取り組むべき新たな課題を取り上げます。

(1) 市立図書館サービスの特色

従来、図書館は、市民の知る権利を保障することを目的に、図書、雑誌、新聞、パンフレット、点字図書、視聴覚資料など多様な資料を全分野にわたり幅広く収集するとともに、市民の個別のリクエストにも可能な限り応えるようにしてきました。今後は、これに加えて、枚方市立図書館として、魅力ある「特色」の構築につながる重点的なサービス展開や蔵書構成について検討していくことが求められています。

(2) 蔵書計画および選書基準の確立

中央図書館を核とした市立図書館ネットワーク全体で、将来を見すえ、上記の「特色」の観点も踏まえて、どのような蔵書構成にするのか、そのための資料収集の計画と選書基準などの確立に向けて方針を明らかにする必要があります。

(3) 「市史編さん」機能の図書館サービスとしての活用

平成16年度、「市史編さん」に関する事務分掌が枚方図書館に移され、その後中央図書館の開館と同時に、同館5階に市史資料室を設置しました。『枚方市史』は、昭和62年9月、第12巻「考古補遺・年表・索引編」を刊行し、本文編5巻、史料編6巻とあわせて、全12巻の市史発行事業は終了しました。しかし、本市では、その後も、新しく発見された史料等の収集・整理・研究を行うとともに、市史概説編や各種資料集、研究紀要などの発行、注目される史料の展示・解説・講演会や古文書講座の開催など、市史編さん事業を継続してきました。

今後は、地域資料や歴史資料の収集・整理やレファレンス(★注9)を行うなど、積み重ねてきた専門機能を図書館サービスとして活用していくことが求められます。

(4) 図書館利用者層の拡大

中央図書館開館以降、図書館利用は着実に増加していますが、図書館を利用している市民は従来から全市民の約2割に留まっています。

学校図書館との連携や各種イベントの開催などによって、幅広い市民が図書館に親しめる機会をこれまで以上につくり、子どもから大人まであらゆる市民の生涯学習を支援できるよう取り組みを進めなければなりません。

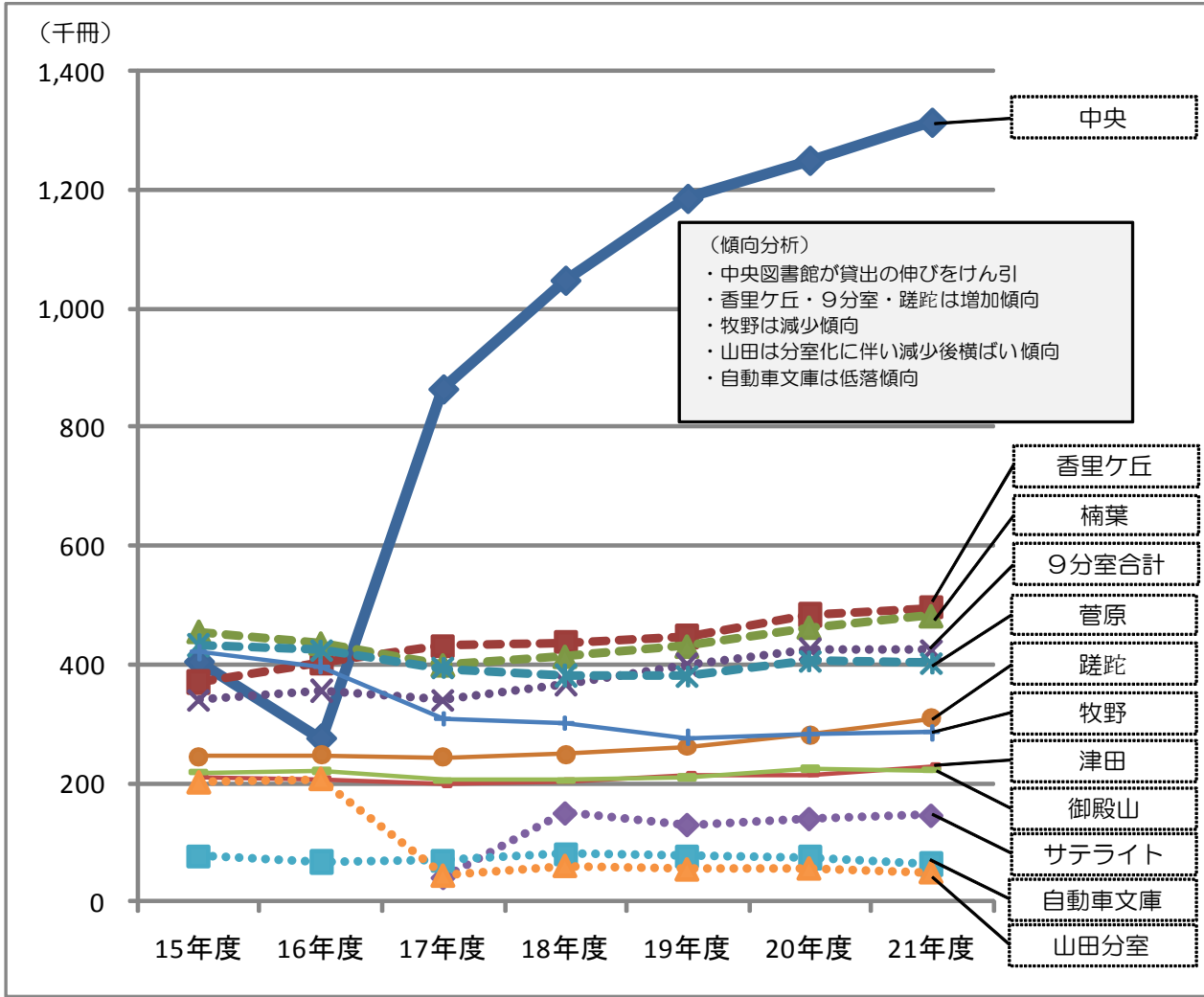
(5) 電子書籍への対応

実用段階に入っている書籍のデジタル化媒体、いわゆる電子書籍への対応は、今後の図書館のありかたを大きく左右する重要な課題です。

(6) 第三者の目線の導入と図書館評価システム

経済社会状況の変化にともない市民意識が急速に多様化していることから、図書館運営も市民代表や学識経験者などの第三者の意見や感覚を取り入れる必要があります。また、図書館法により図書館評価システムの実施に努めることが求められています。

[図1] 図書館別貸出冊数の推移



(冊)

貸出冊数	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
中央(枚方)	403,764	274,575	863,873	1,047,446	1,185,563	1,249,998	1,314,225
地域館							
香里ヶ丘	370,678	401,704	430,890	437,409	447,239	483,211	495,862
楠葉	455,880	436,088	399,369	413,777	431,060	462,949	482,135
菅原	432,441	423,558	393,329	380,975	379,313	405,940	401,680
分館							
牧野	420,231	395,606	308,326	300,836	276,595	281,598	284,813
蹉跎	245,127	247,111	243,223	248,047	260,150	281,224	308,880
津田	210,811	207,309	198,048	202,652	212,853	214,625	227,388
御殿山	218,304	220,095	204,617	204,182	209,109	223,511	222,095
9分室合計	339,863	355,930	339,707	366,855	399,321	424,925	424,087
サテライト	—	—	40,444	150,030	130,351	140,521	146,063
自動車文庫	76,696	67,333	69,173	79,591	76,111	74,137	62,936
山田	200,876	206,787	43,714	60,167	54,267	55,815	49,523
合計	3,374,671	3,236,096	3,534,713	3,891,967	4,061,932	4,298,454	4,419,687

※枚方図書館は平成16年11月末で休館、17年3月末で閉館し、17年4月開館の中央図書館に引き継いだ。

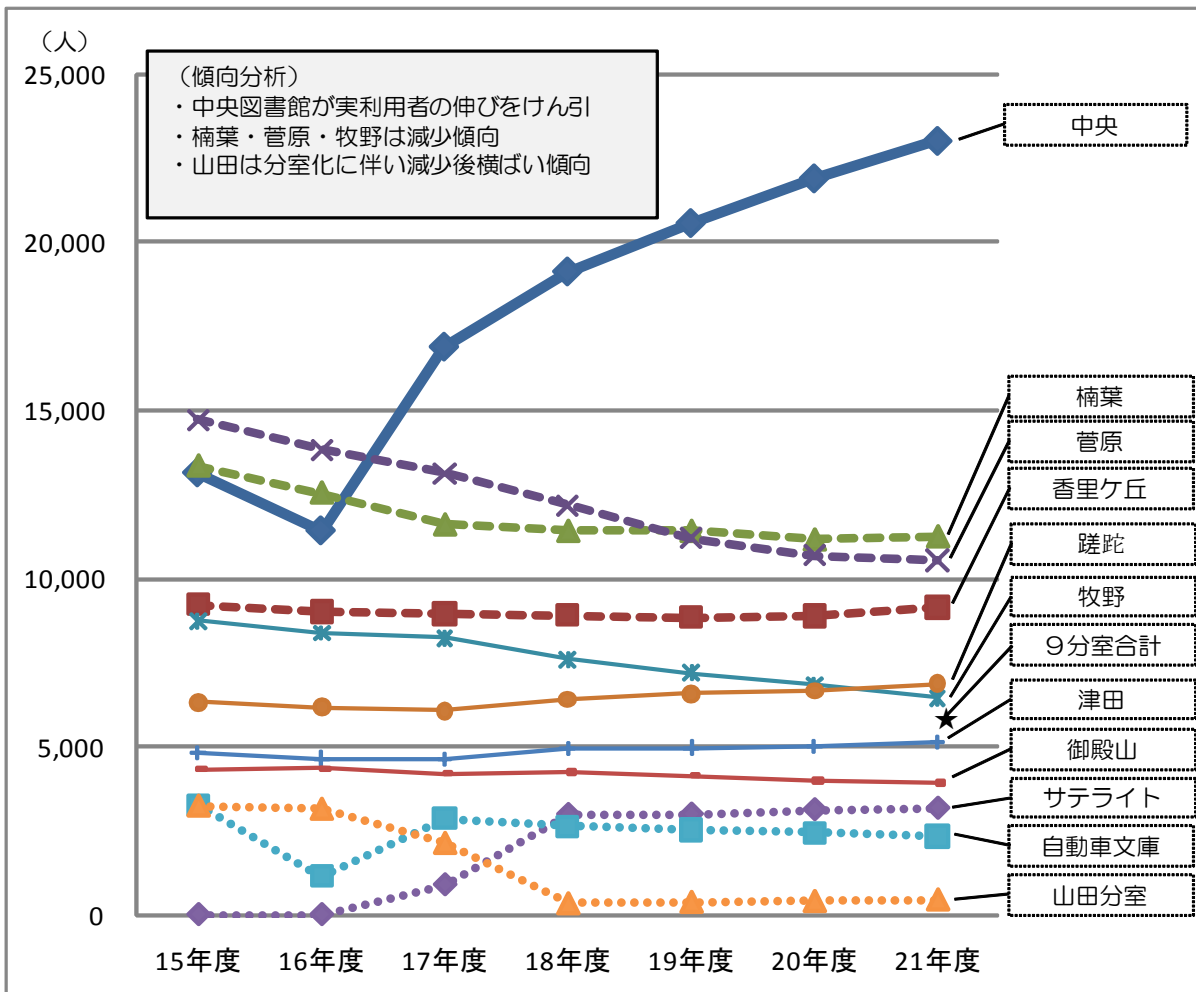
※招提分室は平成17年3月末で閉室し、17年9月から招提小学校学校図書館地域開放事業に引き継いだ。

※山田図書館は平成17年3月末で閉館し、17年6月から1階一部を使用して山田分室として再開。

※市駅前サテライトは、平成18年1月開設。

※9分室は、枚方公園・村野・藤阪・香里園・宮之阪・東香里・氷室・茄子作・釈尊寺の各分室。

[図2] 図書館別実利用者数の推移



(人)

実利用者数		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
地域館	中央(枚方)	13,133	11,406	16,879	19,121	20,561	21,893	23,009
	香里ヶ丘	9,229	9,021	8,954	8,903	8,847	8,898	9,150
	楠葉	13,331	12,537	11,597	11,407	11,407	11,154	11,246
	菅原	14,711	13,832	13,129	12,175	11,189	10,682	10,540
分館	牧野	8,746	8,381	8,234	7,604	7,188	6,852	6,448
	蹠跏	6,332	6,183	6,063	6,403	6,568	6,673	6,885
	津田	4,829	4,652	4,630	4,941	4,971	5,020	5,133
	御殿山	4,339	4,350	4,212	4,245	4,132	3,985	3,923
	9分室合計	—	—	—	—	—	—	5,757
サテライト	—	—	890	2,991	3,000	3,134	3,178	
自動車文庫	3,271	1,156	2,869	2,636	2,534	2,442	2,343	
山田	3,249	3,155	2,140	345	387	413	459	
合計	81,170	74,673	79,597	80,771	80,784	81,146	88,071	

※「実利用者」とは、1年に1度でも図書等の貸出サービスを受けた市民等の数をいう。

※枚方図書館は平成16年11月末で休館、17年3月末で閉館し、17年4月開館の中央図書館に引き継いだ。

※招提分室は平成17年3月末で閉室し、17年9月から招提小学校図書館地域開放事業に引き継いだ。

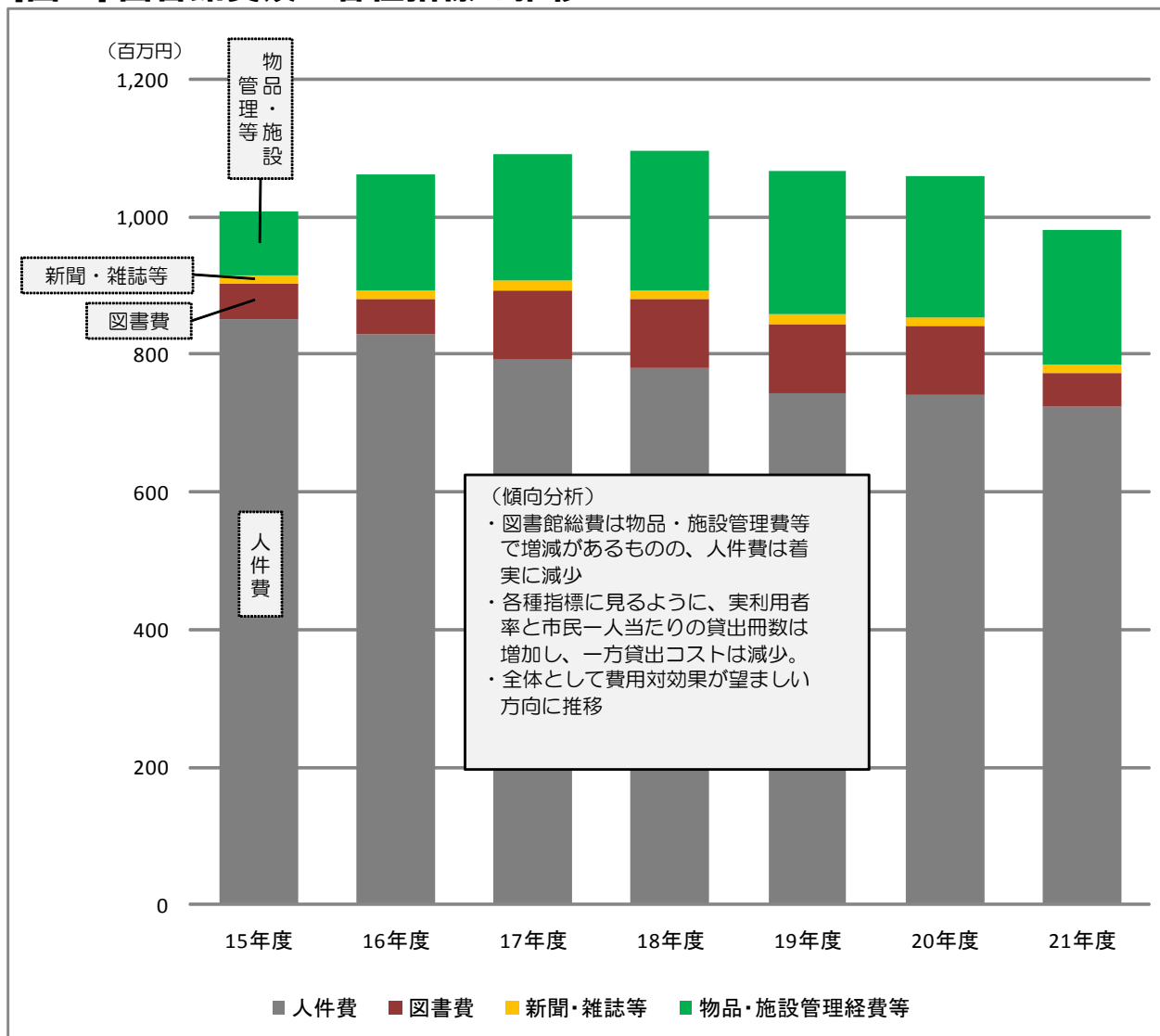
※山田図書館は平成17年3月末で閉館し、17年6月から1階一部を使用して山田分室として再開。

※市駅前サテライトは、平成18年1月開設。

※分室は平成21年度に全室にコンピュータが導入されるまで、まとめて実利用者数をカウントすることができなかったため、平成21年度のみ記載した。

※9分室は、枚方公園・村野・藤阪・香里園・宮之阪・東香里・氷室・茄子作・釈尊寺の各分室。

[図3] 図書館費及び各種指標の推移



(千円)

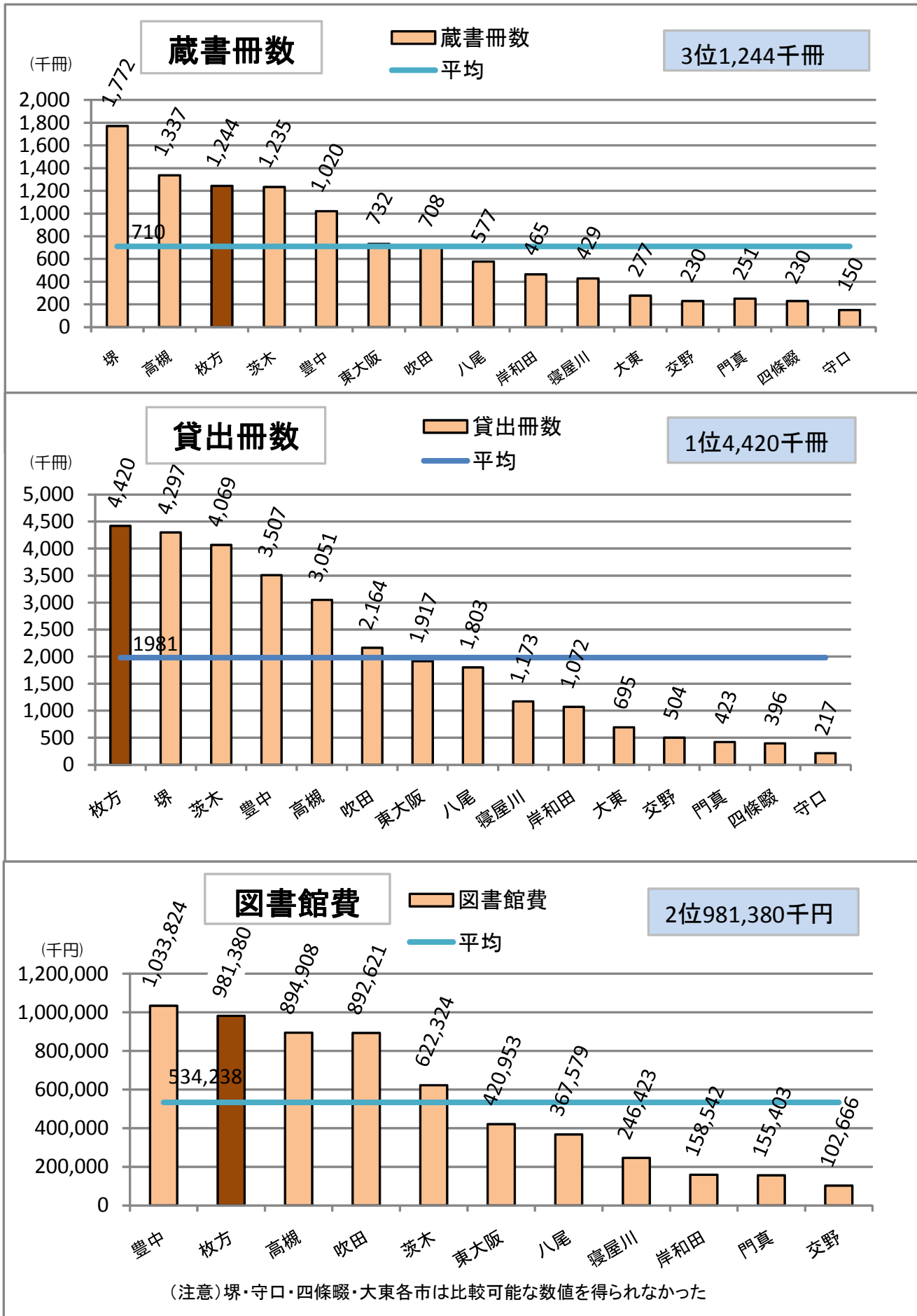
項目	15年度	16年度	17年度 (中央館開館)	18年度	19年度	20年度	21年度	
図書館費総額(千円)	1,007,738	1,061,710	1,090,254	1,096,303	1,065,318	1,058,406	981,380	
図書館費内訳	人件費	850,851	830,170	791,535	778,966	742,720	724,548	
	図書費	50,964	50,404	102,000	100,816	100,048	47,974	
	新聞・雑誌等	11,757	12,192	13,735	13,857	14,699	12,620	
	物品・施設管理経費等	94,166	168,944	182,984	202,664	207,851	204,015	
各種指標	平成17年度の人件費を100としたときの推移	107.5	104.9	100.0	98.4	93.8	93.6	91.5
	実利用率(%) (実利用者数/人口)	19.8%	18.7%	19.9%	20.2%	20.3%	20.3%	21.4%
	貸出コスト(円) (図書費/貸出冊数)	299	328	308	282	262	246	222
	市民一人当たりの 貸出冊数(冊)	8.3	7.9	8.7	9.5	9.9	10.5	10.8
	蔵書冊数(冊)	1,001,244	1,087,286	1,128,302	1,181,782	1,210,298	1,247,520	1,244,312

* 図書館費は決算ベース。

* 平成16年度は上記図書費とは別に中央図書館整備用図書購入費として別途124,707千円執行した。

* 物品・施設管理経費等は、平成19年度以降生涯学習市民センターとの併設館の図書館部分について清掃委託料等各種委託料を図書館で支出したため、平成18年度以前に比べ毎年度およそ1300万円ほど委託料が増額となった。

[図4] 平成21年度 大阪府内人口20万人以上及び北河内7市の図書館統計



第3章 第2次グランドビジョンの枠組みと理念

1 第2次グランドビジョン策定の趣旨

枚方市立図書館第2次グランドビジョン(以下「第2次ビジョン」)では、第1次ビジョンの成果と課題を総括するとともに、中央図書館が開館して以降、現れてきた新たな課題や本市の財政状況などを踏まえて、市立図書館のこれからの「あるべき姿」の実現に向けた具体的な方向を明らかにします。

2 第2次ビジョンの基本的な枠組み

第2次ビジョンは、平成23年度を始期に5年程度の中期的なビジョンとしてサービス展開の方向性を明らかにします。ただし、次の「市立図書館のあるべき姿(理念)」は長期的な位置づけとします。

3 市立図書館のあるべき姿(理念)

図書館には、知の源泉となる図書館資料を提供して、市民の読書を推進し、生涯学習を支援する社会教育機関としての役割と、社会が高度に情報化する中で、豊富で確かな情報を集め、提供し、市民の生活や仕事に役立つ地域の情報拠点としての役割があります。これらをバランスよく総合的に発展させることが大切です。

こうした観点から、図書館法をはじめとする基本法制や基準、本市の総合計画、市立図書館の沿革等を踏まえて、市立図書館のあるべき姿(理念)を次のように定めます。

P12[資料2]「図書館の基本法制等」参照

市立図書館のあるべき姿(理念)

- 図書館は、知の源泉となる図書館資料を収集・保存し、広く市民に提供して、その教養、調査研究、余暇活動などに役立てる社会教育機関である。
- 図書館は、市民のニーズに応じて資料や情報を提供する地域の情報拠点である。

4 市立図書館の運営基本方針

「市立図書館のあるべき姿(理念)」の実現に向けて、「図書館をめぐる状況」「枚方市立図書館グランドビジョンの成果と課題」「新たな課題」などを踏まえて、「市立図書館の運営基本方針」を次のとおり定めます。

市立図書館の運営基本方針

- (1) 市民の生涯学習を支援する図書館をめざします。
- (2) 図書館資料を計画的・系統的に収集し、未来に伝える図書館をめざします。
- (3) 市民のニーズに応じて、役に立つ図書館をめざします。
- (4) だれもが使いやすく、市民とともに歩む図書館をめざします。
- (5) 効率的効果的なサービス提供を行う図書館をめざします。

[資料 2] 図書館の基本法制等

No.	区分	出典	ポイント（出典の抜粋）	備考
1	国	教育基本法	国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。	第 12 条（社会教育）第 2 項
2	国	社会教育法	図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。	第 9 条（図書館及び博物館）第 1 項
3	国	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。	第 30 条（教育機関）
4	国	図書館法	この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、（略）	第 2 条（定義）第 1 項
			図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。 一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（略、以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。 三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。（以下、四～九号略）	第 3 条（図書館奉仕）第 1 項第 1 号～3 号
5	国	子どもの読書活動の推進に関する法律	市町村は、（略）、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならない。	第 9 条第 2 項
6	国	文字・活字文化振興法	市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。 2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館運営の改善及び向上のための必要な施策を講ずるものとする。	第 7 条（地域における文字・活字文の振興）第 1 項、第 2 項
7	国	公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準	（二） 2 市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、公立図書館の設置（略）に努めるとともに、住民の生活圏、図書館の利用圏域等を十分に考慮し、必要に応じ分館等の設置や移動図書館の活用により、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。	平成 17 年 7 月 / 文部科学省告示第 132 号

No.	区分	出典	ポイント（出典の抜粋）	備考
8	国	これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～	地域分権が進む現代の社会においては、それぞれの地方公共団体が独自に情報収集を行い、現状判断や政策立案を行うことが必要になってきています。また、行政への住民参加が進む中、住民が自ら必要な情報を収集し、意思決定することも重要になってきています。 このために必要となる多様な資料や情報を提供する役割を担うのが図書館です。図書館は地域の行政や住民の自立的な判断を支える情報提供施設です。 また、図書館は、知の源泉である図書館資料を提供して、住民の読書を推進し、基礎学力や知的水準の向上を図るために重要な知的基盤であり、ひいては地域の文化や経済社会の発展を支える施設です。	これからの図書館の在り方検討協力者会議／文部科学省・平成18年3月
9	国際機関	ユネスコ公共図書館宣言 1994年	社会と個人の自由、繁栄及び発展は人間にとっての基本的価値である。このことは、十分に情報を得ている市民が、その民主的権利を行使し、社会において積極的な役割を果たす能力によって、はじめて達成される。建設的に参加して民主主義を発展させることは、十分な教育が受けられ、知識、思想、文化および情報に自由かつ無制限に接し得ることにかかっている。地域において知識を得る窓口である公共図書館は、個人および社会集団の生涯学習、独自の意思決定および文化発展のための基本的条件を提供する。	UNESCO Public Library Manifesto
10	枚方市	枚方市立図書館条例	本市に図書その他必要な資料を収集し、整理し、及び保存して市民の利用に供し、その教養、調査研究、余暇活動等に資するため、図書館法（略）の規定に基づく図書館（略）を設置する。 図書館に、分室及び自動車文庫を置くことができる。 この条例の施行について、必要な事項は、教育委員会規則で定める。	第1条（設置） 第3条（分室等） 第5条（委任）
11	枚方市	第4次枚方市総合計画第2期基本計画	情報化社会に対応するため、市民の図書館利用の促進を図るとともに、必要な情報を収集し、読み解く力を高めるなど、市民の情報活用能力の向上を支援します。	第5章ふれあい、学びあい、感動できるまち
12	市教育委員会	枚方市図書館条例施行規則	この規則は、枚方市立図書館条例の施行について必要な事項を定める。 （第2条（開館時間及び休館日）、第5条（館外貸出）第10条（自動車文庫）、第11条（分室）など）	第1条（趣旨）
13	市教育委員会	枚方市教育委員会教育機関事務分掌規則	中央図書館の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。 (1) 図書館の主要施策の調整、事務事業の進行管理及び事務改善に関すること。 (2) 図書館相互の連絡調整その他図書館の庶務の総括に関すること。 (3) 施設及び備品の維持管理に関すること。 (4) 教育と文化の発展に係る図書館事業の実施に関すること。 (5) 読書案内及びレファレンスに関すること。 (6) 資料の選択、貸出し、受入れ、整理、修理、保存及び除籍に関すること。以下、略 図書館（中央図書館を除く。略）の分掌する事務はおおむね次のとおりとする。 (2) 教育と文化の発展に係る図書館事業の実施に関すること。 (3) 読書案内及びレファレンスに関すること。 (4) 資料の選択、貸出し、受入れ、整理、修理、保存及び除籍に関すること。 以下、略	第10条（中央図書館の事務分掌） 第11条（中央図書館以外の図書館の事務分掌）

第4章 第2次グランドビジョンのサービス展開

ここでは、第3章で示した市立図書館の運営基本方針を柱に、今後、取り組む「主要なサービス展開の方向」を明らかにします。

1 主要なサービス展開の方向性

(1) 市民の生涯学習を支援する図書館をめざします。

生涯にわたる市民の学習、情報収集をはじめ、さまざまな知的欲求に応えるとともに、学校図書館を支援するなどして、市民の生涯学習を支援します。

No.	サービスの種別	主要なサービス展開の方向
1-1	図書館利用者層の拡大	利用者の年齢層にも配慮した図書館活動やさまざまな手法での広報活動を積極的に推進して、実利用者率（★注10）25%をめざします。
1-2	子ども読書活動の推進 （学校図書館等との連携）	枚方市子ども読書活動推進計画（★注11）（第2次）を策定し、魅力ある蔵書を構築して、おはなし会・読み聞かせなどを継続することで、乳幼児・児童から中高生を中心とするヤングアダルト（YA）（★注12）層までの子どもたちが読書に親しみ、読書を楽しめる環境づくりを推進します。 市立図書館における子ども読書活動推進の強化を図るとともに、中央図書館2階のこどものフロアの開館時間を午後7時まで（現在は午後5時まで）延長し、子どもも、保護者や幼児教育関係者などの大人も子どもの本を利用しやすくします。 また、学校図書館の図書等の選択、配架、整理などについて市立図書館が技術的・実務的支援等を行うなど市立図書館と学校図書館の連携を推進します。さらに、学校図書館をはじめ、市立図書館や地域で子ども読書活動を支援するボランティアや団体の育成に努めます。
1-3	成人サービスの充実	図書や雑誌、AV資料（★注13）、商用オンラインデータベースなどの電子情報など幅広い情報の提供を行うとともに、読書会・講演会など成人向けの図書館文化活動を行い、成人利用の増進を図ります。
1-4	高齢者サービスの充実	高齢者の生涯学習や生きがいづくりにつながる高齢者向け図書等を充実します。

(2) 図書館資料を計画的・系統的に収集し、未来に伝える図書館をめざします。

知の源泉となる図書館資料を計画的かつ系統的に収集・保存するために、市立図書館の蔵書計画等を策定し、蔵書構成の重点化など、図書館資料の充実を図ります。

No.	サービスの種別	主要なサービス展開の方向
2-1	図書館資料の充実	市立図書館の所蔵資料の将来像を示す枚方市立図書館蔵書計画及び資料選書基準等を策定し、図書館資料を計画的かつ系統的に収集するだけでなく、蔵書の特色づくりを推進し、魅力ある蔵書の構築と図書館資料の拡充を図ります。
2-2	枚方地域コレクションの構築と専門的なレファレンス	「枚方」に関わる歴史資料、行政資料などの郷土資料、市民の著作、枚方に関する記述のある資料などを幅広く収集し、「枚方地域コレクション」を構築します。コレクションでは、歴史や文学・学術、地誌・人物史だけでなく、生活に直結する産業、労働、教育、福祉や観光などあらゆる分野の地域資料を網羅的に収集します。 また、市史資料室や参考資料室の専門的な機能を生かして、地域コレクションに関する簡単な質問から専門的なレファレンス（★注9）に至るまで、幅広く対応します。

(3) 市民のニーズに応じて、役に立つ図書館をめざします。

市民からの多様化、高度化する幅広い要望に対応するため、地域の情報拠点として、資料や情報を積極的に収集し提供します。

No.	サービスの種別	主要なサービス展開の方向
3-1	インターネット予約システムの充実やリクエストサービスの推進	インターネット予約システムをさらに利用しやすいように工夫し、利用の促進を図ります。また、市立図書館で所蔵していない資料（リクエスト資料（★注8））については、市外図書館等との相互貸借等を通じて提供できるように、可能な限り対応します。
3-2	レファレンスサービス（調べもの相談）等の充実	レファレンス関連の各種データベースを駆使するなど、図書館のレファレンスサービス・読書相談機能を拡充して、市民の疑問等の解消のための積極的なサービスの周知に努め、利用を働きかけます。 * P.15[2-2：枚方地域コレクションの構築と専門的なレファレンス]参照
3-3	情報通信機器を活用したサービスの充実	商用オンラインデータベースやインターネット端末の活用など、情報通信機器を生かしたサービス提供を推進し、生活や仕事をはじめとする必要な情報の獲得に役立つ支援の充実に努めます。 また、書籍のデジタル化媒体（電子書籍）の動向について積極的に調査研究を行います。

(4) だれもが使いやすく、市民とともに歩む図書館をめざします。

障害のある人もない人も、高齢者も子どもも利用しやすいサービス提供と必要な施設・設備の改修を行い、バリアフリーの図書館づくりを進めます。また、ボランティアによる図書館活動への市民参加をいっそう発展させるとともに、図書館運営に第三者の目線を取り入れる仕組みをつくります。

No.	サービスの種別	主要なサービス展開の方向
4-1	障害者・高齢者サービスの充実	<p>大活字図書、点字・録音資料、手話・字幕付き映像資料を充実し、対面読書サービスや手話でたのしむおはなし会などのバリアフリー行事を引き続き実施します。</p> <p>また、図書館利用が困難な障害者・高齢者等への宅配サービスについて調査研究を進めます。</p>
4-2	図書館活動への市民参加と市民意見の反映	<p>中央図書館開館以来、総合受付での案内や布絵本の製作、寄贈図書の整理、新聞記事索引の入力、書架整理など、図書館ボランティアが多彩な活躍をすることで、図書館サービスの幅が広がりました。今後は、これを一層発展させるとともに、ボランティアが幅広く自主的に活動できるシステムづくりを進めます。</p> <p>また、市民や学識経験者など第三者の意見を図書館運営に反映させるために、図書館運営に関わる外部委員会(★注14)を設置するとともに、ご意見箱を置くなど積極的な市民意見の収集に努めます。</p>
4-3	図書館の施設・設備の改修・改善	<p>市立図書館ネットワークの地域館、分館、分室も整備以来、長い年月がたち、老朽化が著しい施設・設備が多く見られます。また、バリアフリー化もできていない分室が数多く見受けられます。特に、香里ヶ丘図書館は老朽化が著しく、バリアフリー化や耐震化の観点からも早急に改修および改善が必要であると考えられます。</p> <p>本市全体でも建築物の保全が大きな課題になっており、市立図書館もこうした枠組みの中に位置づけて、必要な施設の改修等を図っていきます。</p>

(5) 効率的効果的なサービス提供を行う図書館をめざします。

財政状況が厳しい中で上記の(1)から(4)までの主要なサービスを進めていくために、効率的効果的な職員体制の構築と施設管理、蔵書管理を行うとともに、職員の資質向上に努めます。

No.	サービスの種別	主要なサービス展開の方向
5-1	効率的効果的な運営体制の構築	<p>将来を見据え、正職員司書を中核として、多様な任用形態の職員も活用して最適な職員配置の具体化に向けて取り組みます。</p> <p>中央図書館、地域館、分館、分室の図書館各施設と自動車文庫については、全域サービス(★注6)を基本としながら、利用状況や立地条件を踏まえ、最適な役割分担と配置をめざして「選択と集中」を進め、図書館システムの簡素化を図ります。</p> <p>分室は、サービス圏域や利用状況を踏まえて、施設管理上の安全性やバリアフリーの観点からも、抜本的な再構築を図ります。</p> <p>中央図書館・地域館・分館・分室の開館時間帯についても、利用状況に即して見直します。</p> <p>以上をふまえて、計画的に人件費等の経費の縮減を図りつつ、図書館資料の充実など、サービスの向上に努めます。</p>
5-2	職員の資質の向上と人材育成	<p>持続的に質の高い図書館サービスを提供するためには、人材のたゆまない育成が不可欠です。</p> <p>業務の専門性に鑑み、幅広く研修や実習を行い、図書館職員の資質の向上を図るとともに、様々な段階でリーダーシップをとれる人材の育成を図ります。</p>
5-3	適切な蔵書管理	<p>すべての市立図書館・分室で年1回、短期休館による蔵書点検を実施し、図書館資料の適正管理を徹底します。また、図書館分館へBDS(★注15)を導入し、分室への防犯カメラの設置について検討します。</p> <p>長期延滞等の悪質なルール違反に対しては、厳正な措置をとります。</p>
5-4	機械化・情報化などの検討	<p>効率的な図書館運営のため、自動貸出機やその他図書館サービス用機器の機能や費用対効果について研究・検討し、メリットが明らかなきは積極的に導入していきます。なお、情報セキュリティの確保には十分留意します。</p>

2 市立図書館サービスの特色

市立図書館では、以上の主要なサービス展開を進めることによって、市立図書館のこれからの「あるべき姿」の実現に向けた歩みを進めますが、特に次の2点に重点的に取り組むことによって、これを枚方市立図書館の「特色」へと育てていきます。

一点目は、「子ども読書活動の推進(No.1-2)」です。子ども時代は、生涯にわたる読書の習慣と楽しみを体得する最も重要な時期です。市立図書館自らが子どもの読書環境を整えるとともに、学校図書館への支援など、子ども読書活動の関係機関との連携を総合的に推進し、これを特色としていきます。

二点目は「枚方地域コレクションの構築と専門的なレファレンス(No.2-2)」です。図書館法でも、「郷土資料、地方行政資料(略)などの収集にも十分留意して」(図書館法第3条第1項第1号)と定められていますが、市立図書館では、郷土資料をはじめとする地域資料の収集・保存・活用を充実・深化させて、「枚方地域コレクション」と呼べるまでに育て、枚方市立図書館の「特色」としていきます。

また、これらの特色の形成と並行して、必要となる「図書館資料の充実(No.2-1)」を図り、特色ある蔵書群を構築します。

3 進捗管理と評価

主要なサービス展開を中心とした、ビジョンの進捗状況を経年的に把握・検証して公表します。枚方市の施策評価や教育に関する事務の点検評価との整合を図りながら、実利用者率(No.1-1)(★注10)等の指標の推移を参考にするとともに、市民や学識経験者で構成する外部委員会(No.4-2)(★注14)の意見も聴いて、図書館法第7条の3(★注16)に基づく図書館評価を実施し、その結果を踏まえて図書館の運営の改善を図ります。